

議 長 日程第3「議案第1号松田町公共施設等整備基金条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町公共施設等整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。今後の建築物系公共施設や道路、橋梁などのインフラ資産の整備等に多額の費用が必要となることから、本町における公共施設の長寿命化等の設備費に係る財源を持続的に確保するため、提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第1号松田町公共施設等整備基金条例について御説明させていただきます。

それでは議案を1枚おめくりください。この松田町公共施設等整備基金条例は、新規条例となりますので、各条ごとに要点を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず第1条では、設置の目的を定めたものでございます。公共施設等の改修、その他の整備等に充てるため、地方自治法に基づき松田町公共施設等整備基金を設置するものでございます。

第2条では、積立てについて定めたものでございます。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。

第3条、第3条では管理について定めたものでございます。現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するということと、第2項では基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができるということとしております。

続きまして第4条です。第4条では運用益金の処理について定めたものであります。基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものといたします。

第5条では、繰替運用について定めたものでございます。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に

属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができることとしています。

第6条では、処分について定めたものでございます。基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するための事業に必要な経費を充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部または一部を処分することができることとしています。

第7条では、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるといふ委任規定を設けるものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行させていただくものでございます。

なお、参考資料は先般2月14日の全員協議会で御説明させていただきました資料を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ございませんか。

4 番 平 野 すみません、先ほどの全協の財政のところでも少しお聞きはできたんですが、今回8,000万円の計上ということなんですけれども、今後に関して、年次ごとに変わってくるのだというような説明が先ほどあったと思うんですけれども、それに関しまして、もう一度確認をしたいと思います。それをどのようにして決めていくのかとか、それが分かればお願いいたします。

総 務 課 長 ただいま平野議員の御質問にお答えします。要は計画的に積み立てていく考えがあるかということですね。先ほども全員協議会のほうで今後の話という中では、町の施策等を踏まえながら計画的にということもございしますが、現在の中では毎年の収支状況が読めないところもございしますので、毎年幾らずつ計画的に積み立てるといふことは考えておりません。毎年決まった額を積み立てるとか定めてしまうと、逆に財政上の負担になるとかいうことも考えておりますので、それも町の施策とかいう状況の中で、今後計画的に、できるところがあればやっていきたいと考えております。以上です。

議

長 ほかにはございますか。

ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号松田町公共施設等整備基金条例は、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。